

熊本県公報

第 1 0 8 6 7 号
平成 14 年 7 月 29 日 (月)
(毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行)

目 次

規 則 熊本県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則	(農業団体金融課)	1
告 示 過疎代行路線の工事一部完了	(道路建設課)	1
公 告 特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民生活総室)	2
"	(")	2
登 載 依 頼 教育委員会の会議の開催	(教育委員会)	2
熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会の開催	(熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会)	3
熊本県個人情報保護制度審議会の会議の開催	(熊本県個人情報保護制度審議会)	3

本号で公布された規則のあらまし

- 熊本県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則
 (1) 第 7 条に定める農業協同組合検査員証 (別記第 2 号様式) 中、農業協同組合法を引用した箇所を整理することとした。
 (2) この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 14 年 7 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 70 号

熊本県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則
熊本県農業協同組合検査規則 (昭和 42 年熊本県規則第 21 号) の一部を次のように改正する。
別記第 2 号様式中「第 10 条第 1 項第 2 号又は第 8 号」を「第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 586 号

過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づく西原村道の改築工事が完了したので、同法施行令 (平成 12 年政令第 175 号) 第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 14 年 7 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	完了年月日
西原村道 秋田灰床線	阿蘇郡西原村大字河原字門出 946 番 5 地先から 阿蘇郡西原村大字河原字門出 812 番 1 地先まで	60.0	平成 14 年 7 月 11 日

公 告

熊本県公告第 623 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 14 年 6 月 13 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ツムリ 30
- 3 代表者の氏名
黒川 裕一
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市水前寺六丁目 41 番 5 号 - 310
- 5 定款に記載された目的
この法人は、市民特に青少年層に対して、広義の教育に関する事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 624 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 14 年 7 月 3 日
- 2 名称
特定非営利活動法人フリーダムアイル熊本
- 3 代表者の氏名
犬丸 茂男
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市長嶺西二丁目 15 番 25 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、現代日本の学校教育、家庭教育のひずみをもたらしていると考えられる不登校・校内暴力・いじめ・対教師暴力等、社会問題の解消の一翼を荷負うため、又学校 5 日制の中で豊かな心を培うため大自然の中の宿泊研修・船舶搭乗・キャンプ体験等を実施し、青少年の健全なる育成に寄与することを目的とする。

登 載 依 頼

熊本県教育委員会公告第 36 号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成 14 年 7 月 29 日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

- 1 開催日時
平成 14 年 8 月 6 日（火）午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 7 階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
 - 1 平成 15 年度熊本県立高等学校生徒募集定員計画について

- 2 学校教育法施行細則及び熊本県立特殊教育学校学則の改正について
- 3 熊本県立美術館協議会委員の委嘱について
- 4 平成 14 年度熊本県近代文化功労者の決定について
- 5 その他
- 4 傍聴人の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - 1 傍聴受付は、会議当日午後 1 時から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - 2 午後 1 時 20 分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後 1 時 20 分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - 3 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県教育委員会事務局総務企画課総務係
(電話 096-383-1111 内線 6613)

熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会公告第 1 号
熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 14 年 7 月 29 日

熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会会長 竹 内 重 年

- 1 開催日時
平成 14 年 8 月 5 日 (月)
午後 2 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺一丁目 33 の 18
水前寺共済会館 2 階「鳳凰」
- 3 議題
 - 1 熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会について
 - 2 熊本県産業廃棄物公共関与基本計画 (仮称) の策定について
- 4 傍聴席の定員 10 人
- 5 傍聴手続
 - 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
 - 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会事務局
(熊本県環境生活部廃棄物対策課)
(電話 096-383-0628)

熊本県個人情報保護制度審議会公告第 2 号
熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 14 年 7 月 29 日

熊本県個人情報保護制度審議会
会 長 野 口 敏 夫

- 1 日時
平成 14 年 8 月 1 日 (木)
午前 10 時から正午まで
- 2 会場
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
県庁新館 2 階多目的 AV 会議室
- 3 会議概要
 - (1) 熊本県個人情報保護条例第 9 条 (オンライン結合による提供) 第 2 項に係る例外事項の審議
 - (2) 法令等に基づくオンライン結合が実施される場合に個人情報保護制度審議会の意見を聴くことの必要性について
- 4 傍聴者の定員
10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部私学文書課県政情報室）
（電話 096-383-1111 内線 3205、3220）